

官報

財務省印刷局発行

目次

(告示)

- 指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件 (総務二八三〇二八五)
- ふるさと八十円郵便切手及びふるさと五十円郵便切手(関東)を発行する件(同二八六)
- ふるさと八十円郵便切手(東北)及びふるさと五十円郵便切手(関東)を発行する件(同二八七)
- 簡易郵便局に関する件 (郵政事業一六四一六八)
- 不動産登記法第五十一条ノ二第一項の規定による登記所の指定に関する件(法務二一三〇二二〇)
- 日本国に帰化を許可する件 (同二二二)
- 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の字句の訂正に関する件 (外務一八)
- 平成十三年四月六日に日本銀行が買収した国際通貨基金通貨代用証券の償還期限、利率及び利子支払期日を定めた件(財務一六)
- 品種登録出願が拒絶された件 (農林水産五八〇)
- 出願公表後に品種登録出願が取り下げられた件(同五八一)

- 品種登録後に名称変更された件 (同五八二)
- 甲種電気用品の型式に関する件 (経済産業三二五〇三二七)
- 雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示(同三二八)
- 船舶職員法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件 (国土交通五一六)
- 平成八年建設省告示第千八百八号の一部を改正する件(同五一七)
- 平成六年建設省告示第千六百三十六号の一部を改正する件(同五一八)
- 浄化槽の型式を認定した件 (北陸地方整備局四二)
- 都市計画に関する件(同四三〇四六)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(中国地方整備局五〇)
- 道路に関する件 (九州地方整備局九五、九六)

- 人事異動) 内閣府 外務省 財務省 岩手県
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕 官庁事項

- 加賀信用組合に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分(同)
- 被管理金融機関である加賀信用組合の金融整理管財人の選任の件(同)
- 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告 (国土交通省)

- 〔資 料〕 閣議決定等事項 平成十三年二月中国際収支状況(速報)(財務省) 平成十二年十一月中国際収支状況(速報)(同) 日本と世界の天候(平成十三年三月)(速報)(気象庁)
- 〔地方自治事項〕
- 〔公 告〕 官庁 諸事項 割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の二の許可を受けた者の営業廃止・割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、再生関係 特殊法人等 弁理士登録、共済組合(公立学校)関係 地方公共団体 教育職員免許状失効、行旅死亡人関係 会社その他

告示

○総務省告示第百八十三号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十三年四月二十四日 総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 医療施設統計
調査票の使用目的 国土交通省が、「地域自立のための基礎的サービス供給における地域連携に関する調査」の一環として、市町村別の医療サービスの実態を把握するため、平成十年一月から十二月までの各月分の医療施設調査動態調査票(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。
調査票の使用の範囲 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課情報室の電子計算機担当職員並びに国土交通省国土計画局総合計画課の職員並びに国土交通省から集計事務を受託した株式会社三和総合研究所経済・社会政策部の職員

○総務省告示第百八十四号
統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)第六条の規定に基づき、次のように告示する。
平成十三年四月二十四日 総務大臣 片山虎之助

指定統計の名称 学校基本調査
調査票の使用目的 国土交通省が、「地域自立のための基礎的サービス供給における地域連携に関する調査」の一環として、市町村別の高等学校等の実態を把握するため、平成十年度の学校基本調査学校調査票(高等学校(2-1)、専修学校及び各種学校(いずれも磁気テープに転写分)から所要の事項を転写し、集計する。
調査票の使用の範囲 文部科学省生涯学習政策局調査企画課及び国土交通省国土計画局総合計画課の職員並びに国土交通省から集計事務を受託した株式会社三和総合研究所経済・社会政策部の職員

第91—59547号～ 旭東電気株式会社 大阪府大阪市旭区新森6—1
 第91—59548号 澤藤電機株式会社 東京都練馬区豊玉北6—15—14
 第91—59549号 センターデイナー株式会社 大阪府大阪市北区茶屋町1—32
 第96—580号～
 第96—585号

○経済産業省告示第三四二六号
 電気用品取締法（昭和三十六年法律第二四四号）第二十三条第一項の規定に基づき、平成十三年三月二十七日付けをもちつて次のように甲種電気用品の型式を認可したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

型式認可番号	氏名又は名称	住 所	種別
第81—23739号～ 第81—23740号	株式会社中川製作所	東京都千代田区神田佐久間町1—14	サウナバス用電熱器
第91—59553号	日本シグマックス株式会社	東京都文京区後楽1—5—3 後楽国際ビル5階	電気マッサー器
第91—59554号	長尾 茂	千葉県戸市六高台9—171—2	直流電源装置
第91—59555号	株式会社セルコ	東京都練馬区豊玉中2—27—14 オーライビル	"
第91—59556号	応用技術株式会社	静岡県岡部町南町平井823—1	"
第91—59557号	松下電池工業株式会社	大阪府守口市松下町1—1	"
第91—59558号	日本電池株式会社	京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1	"
第91—57085号	株式会社富永樹脂工業所	大阪府東大阪市新家中町15	観賞魚用電気ほうろ
第91—59568号～ 第91—59574号	グルンドテクノスポンジ株式会社	静岡県浜松市新都田一丁目2番3号	電気ポンプ

○経済産業省告示第三四二七号
 電気用品取締法（昭和三十六年法律第二四四号）第二十五条の第三第一項の規定に基づき、平成十三年三月二十七日付けをもちつて次のように甲種電気用品の型式を承認したので、同法第四十四条第一号の規定に基づき告示する。

平成十三年四月二十四日

型式承認番号	氏名又は名称	住 所	種別
第91—59550号	深圳斯比素電子有限公司	中華人民共和国広東省深圳市羅湖区蓮塘工業区斯比素電子工業大廈	直流電源装置
第91—59551号	台湾東京電機機設股份有限公司	台湾高雄楠梓加工區開發路15號	"
第91—59552号	东莞迅德电器有限公司	中華人民共和国广东省东莞市清溪镇金橋工業區	"
第91—59567号	富士高國際有限公司	中華人民共和国香港沙田壙場第一座601—610號	"

○経済産業省告示第三四二八号
 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四四号）第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十三年四月二十四日

経済産業大臣 平沼 赳夫

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示
 雑貨工業品品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一ウレタンフォームマットレス（ウレタンフォームを使用したものであって、ウレタンフォームの部分の最大の厚さが五十ミリメートル以上のものに限る。以下同じ。）及びスプリングマットレスの項を次のように改める。

ウレタンフォームマットレス	ウレタンフォームマットレス	スプリングマットレス
一 材料 二 構造 三 寸法 四 硬さ 五 復元率 六 外装生地の組成 七 使用上の注意	一 材料 二 構造 三 寸法 四 硬さ 五 復元率 六 外装生地の組成 七 使用上の注意	一 構造 二 寸法 三 コイルスプリングの形状 四 コイルスプリングの数 五 コイルスプリングの材料の種類 六 詰物の材料（詰物をくるむために用いる薄い布等を除く） 七 外装生地の種類 八 使用上の注意

別表第二第一号（七）中「に際しては、本体の見やすい箇所に取り付けた金属板等のラベル、下げ札又は取扱説明書に記載すること」を「については、下げ札又は金属板等のラベル若しくは取扱説明書の貼り付け等本体から容易に離れない方法により行うこと」に改め、同表第三号（三）中「表示すること」の下に「ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る。」を加え、同表第五号の見出し中「家具用ワックス」を「家具用のワックス」に改め、同号（三）を次のように改める。

（三） 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その種類が次の表の上欄に掲げる種類に属するものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、合成樹脂を主成分としたものについては、種類を示す用語の次に括弧書きで「樹脂系」の用語を用いて表示すること。

種 別	種類を示す用語
ろう、油脂、合成樹脂などと有機溶剤を水に乳化したもの	乳化性
ろう、油脂、合成樹脂などを水に溶解、乳化又は可溶化したもの	水性
ろう、油脂、合成樹脂などを成分とするもので前二項に掲げるもの以外のも	油性

別表第二第六号ウレタンフォームマットレスの項（二）中「次の表の上欄に掲げる構造に（三）」を「示す用語を用いて適正に表示することとし、その構造が次の表の上欄に掲げる構造の種類に属するものであるときは（一）に、同項（二）の表中「構造」を「構造の種類」に、「用語」を「構造の種類を示す用語」に改める。

別表第二第六号スプリングマットレスの項(二)中「特に」を削り、同項(六)中「詰物の材料の表示」を「詰物(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く。以下同じ)の材料の表示」に「詰合されている」を「詰め合わされている」に改め、「特に」を削り、「下欄に掲げる用語」を「下欄に掲げる詰物の材料の種類を示す用語」に改め、ただし書を削り、同項(六)の表中「用語」を「詰物の材料の種類を示す用語」に改める。

別表第二第十四号(九)口中「よくする旨」の下に「有機溶剤を含有するものに限る。」を加え、同表第十六号(四)中「又は保存方法」を「及び保存方法」に、「適正に」を「適切に」に改め、同表第十七号(二)中「有機溶剤形接着剤」を「有機溶剤を含有するもの」に改め、同表第十八号(二)中「一次の表の上欄に掲げる強化の種類に応じて」を「その強化の種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その強化の種類が次の表の上欄に掲げる強化の種類に該当するものであるときは」に、「種類を」を「強化の種類を」に改め、同号の表を次のように改める。

強化の種類	強化の種類を示す用語
物理強化又はイオン強化により製品口部の表面に圧縮層を設け、口部の強度を増大したもの	口部強化
物理強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面物理強化
イオン強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面イオン強化
熱膨張係数の異なる二種類以上のガラスを三層以上に重ね合わせることによる製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面積層強化

別表第二十八号(三)を次のように改める。

(三) 取扱以上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。

- イ 破損を防ぐための注意事項
- ① 急激な衝撃を与えない旨。
 - ② 全面物理強化のもの、全面積層強化のものその他破損した場合に破片が鋭利なかけら又は細片となつて激しく飛散するおそれがあるものにあつては、傷が付くような取扱いは避ける旨。
 - ③ 破損した場合に関する注意事項
- イ②に規定するものにあつては、破損した場合に、破片が鋭利なかけら又は細片となつて激しく飛散するおそれがあるので注意する旨。
- 別表第二十九号(二)中「特に」を削り、同号(二)の表中「用語」を「使用区分を示す用語」

に、加熱調理等に用いられるものであつて、直接炎にあたらぬ用途に用いられるものを「加熱調理等に用いられるものであつて、直接炎にあたらぬ用途(電磁波によつて熱する用途を除く)に用いられるもの」に、加熱調理等に用いられる器物であつて加熱器具として用いられないもの

に改め、同号(四)中「注意表示」を「注意の表示」に改め、「次に掲げる事項を」の下に「製品の品質に応じて適切に」を加える。

別表第二十号(二)中「乗せない」を「載せない」に改め、同号(三)の備考中「表示する荷重に十パーセント以上の荷重を加え」を削り、「乗せた」を「載せた」に改め、同表第二十一号(八)

中「最小販売単位」を「サンングラス」に、「注意表示に際しては」を「注意の表示については」に改め、同表第二十三号(二)及び同表第二十四号(五)中「事項について」を「事項を」に改め、同号(七)中「ことに」を「ことに」に、「注意表示」を「注意の表示」に、「及び」を「又は」に改め、「のみ」を削り、同表第二十五号(五)を次のように改める。

- (五) 取扱以上の注意の表示に際しては、圧力なべを含むなべについては次のイに掲げる事項、圧力なべについては次のイ及びロに掲げる事項をそれぞれ表示すること。
- ① 圧力なべを含むなべ
 - ② 空だきをしない旨。
 - ③ 使用後はよく洗つて乾燥させる旨。
 - ④ 取っ手の部分が熱くなる場合がある旨(該当しない場合は削除できる)。
 - ⑤ 緑まで水を満たした状態で使用しない旨(圧力なべを除く)。
 - ⑥ さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨(該当しない場合は削除できる)。
 - ⑦ なべの中に料理を保存しない旨(鉄製ではろう引きのものを除く)。
 - ⑧ スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨(ステンレス鋼製及びアルミニウム鋳物製のものを除く)。
 - ⑨ こげつき等を落とす際はナイフ等を使用しない旨(ステンレス鋼製のものを除く)。
 - ⑩ 酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨(アルミニウム製のものに限る)。
 - ⑪ 天ぷら等の料理に際しては、油温を二百度以上上昇させない旨(銅製のものに限る)。
 - ⑫ 炒めものに使用しない旨(銅板製ではろう引きのもの又は銅製のものに限る)。
 - ⑬ 高い所から落とす等急激な衝撃を与えたり、空だきをした場合に水等をかけて急冷しない旨(はろう引きのものに限る)。
- ロ 圧力なべ
- ① なべに三分の二(ただし、豆類にあつては三分の一)以上内容物を入れて使用しない旨。
 - ② 重曹を直接入れる料理をしない旨。
 - ③ 多量の油を入れて使用しない旨。
 - ④ 加熱状態では衝撃を与えない旨。
 - ⑤ 使用中又は使用後は無理にふたを開けない旨。

この告示は、平成十三年四月二十四日から施行する。

別表第二二十六号(四)中「保存方法について」の下に「次に掲げる事項を」を加え、同表第二十八号(五)中「事項を」を「基準に従つて」に改め、同表第三十号(九)中「注意」を「注意の表示」に改め、「のみ」を削る。

附則

○国土交通省告示第五百十六号
船舶職員法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第二条第二項第三号の水域を次のように指定する。

平成十三年四月二十四日
国土交通大臣 林 寛子

水 域 所在地
「とくしま動物園遊園地」 徳島県徳島市渋野町
内的人工池 入道
○国土交通省告示第五百十七号
農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第三項第二号の規定に基づき、平成八年建設省告示第

千八百八号(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める率を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十三年四月二十四日
国土交通大臣 林 寛子

「年二・六〇パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附則
この告示の施行前に結ばれた利子補給契約並びに当該利子補給契約に係る賃貸住宅の賃貸、譲渡及び使用については、なお従前の例による。